

各委員提出資料

目 次

○ 榑原委員提出資料	．．．．． P. 1
○ 北條委員提出資料	．．．．． P. 3
○ 宮下委員提出資料	．．．．． P. 4
○ 山口委員提出資料	．．．．． P. 5
○ 奧山委員提出資料	．．．．． P. 7
○ 駒崎委員提出資料	．．．．． P. 9

2013年12月11日

子ども・子育て会議基準検討部会への意見

地域子ども・子育て支援事業について

——「ワンストップサービス」と「妊娠期からの切れ目ない支援」の構築

市町村が地域子ども・子育て支援事業を実施していく際に、利用者（親子）の立場にたった総合的なサービス提供や関連事業の連携を図るよう求めていくことが必要。特に、利用者支援事業、母子手帳交付、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの子育てスタート期の相談支援事業について、提供体制（担当部署、担当機関）のあり方を見直して「ワンストップ化」を図っていくことと、「妊娠期からの切れ目ない支援」を構築することが求められる。子ども人口の減少にもかかわらず児童虐待相談件数は全国で増加しており、0歳児の死亡事例が最多となっている。深刻な事態に至る以前の発生予防が必要となっているが、新制度においても予防的支援の取り組みが十分とはいえない。妊娠期からの相談支援体制の整備により、乳児虐待死の発生予防に成功した先進的事例（フィンランドなど）にならい、日本でも妊産婦と乳幼児を支援する地域の相談支援拠点を作っていくことが虐待予防にもなる。

政府の少子化社会対策会議も今年6月に決定した「少子化危機突破のための緊急対策」において、「結婚・妊娠・出産支援」対策として情報提供の強化や地域の相談支援拠点の推進を打ち出している。実家機能が衰退するなか、かつては実家担っていた産前産後のケアも自治体の支援事業で行っていく必要が生じている。そうした自治体の取り組みを、国、都道府県もバックアップすることで早急に推進していくべきと考える。

読売新聞東京本社
榑原智子

社会保障 安心

子どもの学力が国際調査で世界一となり注目された北欧のフィンランド。近年、赤ちゃんを産む時期から手厚くサポートする独自の制度で、安心を集めている。安定した家庭環境で育つよう支える仕組みが、虐待予防や良好な発達につながっている。同国の専門家らは語る。その取り組みを現地で見学した。(横濱智子 写真)

* 次回の社会保障面は25日掲載予定です。

フィンランドの出産育児相談所「ネウボラ」の役割

- ★妊婦と胎児のケア、産後の早期発見
- ★子育て家庭の健康・幸福の促進 → 子どもの人生スタートの支援
- ★親業の支援、夫婦関係の強化

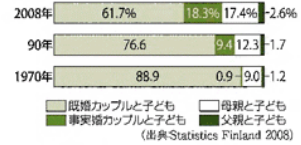


福祉先進国の一つのフィンランドは、全その親子に支給される子育て育児休業給付金が、一人の女性が生産に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は1.8(日本1.4)より高くなる。手厚い子育て支援策の中でも、とりわけ国民の高い支持を得ているのが、全国にある無料の出産育児相談所「ネウボラ」だ。

ここで、妊娠前から小学校に入るまで、親子が様々な健診や支援を無料で受け

フィンランドの子育て支援拠点

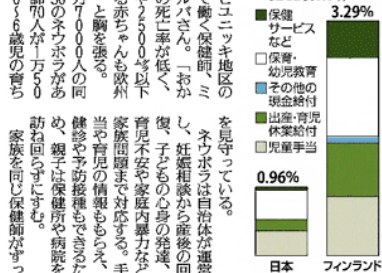
多様化が進むフィンランドの家族の形態



妊娠期から家族をケア

日本とフィンランドの子育てへの公的支出

(GDP比、2009年、OECD資料より)



毎日、各1.8組の家族に「妊娠初期は1時間間近で、産後は家庭訪問もします」とヒルバさん。20歳の母親は、長男が体重2500gで生まれたため産後経過が心配で不安だったけど、生後6週になり体重も増えた。当初は母子の健康が心配だったが、工業化でストレスを抱える親や核家族、離婚が増え、母子のメンタル面の健康や夫婦関係、暴力防止にも目を配るようになった。ネウボラで行う「両親学級」の内容も、そうした変化を反映している。夫婦を対等に育てるための4回行われ、赤ちゃんを迎え入れた際に、赤ちゃんの生活の変化や戸惑いに備えるトレーニングも実施。よりよい家庭作りに役立つ。日本の母親学級が産前だけで、身体の健康指導が主なのに比べ、家族全体をケアする発想だ。

ネウボラは、地域の専門職が連携するネットワークの中核も担う。医師や心理療法士、理学療法士、ソーシャルワーカー、保育士、保健師らが家族に寄り添った。ネウボラを中心に早期の支援を検討する。

ヘルシンキにある国立保健福祉研究所の主任研究員「ユッカ・マケラ」さんは、「親子を多角的に支援すれば、虐待や貧困などの問題も防げる。「予防重視」の施策が結局、重大な問題を減らし、事後処理の予算の節約にもつながると言っている。



保健師が家族にガイダンスを行う。白木市のベビペド・ベビニッキ地区のネウボラ

と担当する「マイ保健師」制度も特徴だ。1人が約200人の子(家族100組)を担当し、異動はない。個々の観察記録は5年保管し、小学校に入れば学校保健室へ送付する。転居すれば移動先のネウボラへ送る。ベビニッキ地区のネウボラは美術館のような落ち着いた建物だ。3人の保健師が

虐待増加で日本も関心

日本でも、育児不安な児童虐待の増加で、ネウボラの役割に関心が寄せられている。関心の高まったのは、2010年3月までの7年間で虐待死亡した子が386人という、20歳の児童が出生翌日に死亡して、母の多くは「若年妊

娠」つまり「産まない妊娠」など問題を抱え、妊婦健診や母子健康手帳を受けていなかった。日本では妊娠の届け出は市町村、妊婦健診や出産は医療機関、乳幼児健診は保健所など専門機関が真なり、親子に「一か所」で対応するネウボラを求め、都道府県に出

ような機関がない。児童福祉施設事業財団の視察団を率いて10月にフィンランドを訪れた頭和女子大人間社会学部の高橋久美教授は、「妊娠前から切れ目なく支援する仕組みが、日本でも求められている」と指摘する。厚生労働省も、11年に「妊娠期からの相談体制の整備」を求め、通知を都道府県に出

子ども・子育て支援新制度に関する意見書

平成25年12月11日

全日本私立幼稚園連合会

1、施設型給付の額を充分確保すること

- ・小規模園でも経営を継続できる公定価格、施設型給付の額とすること。
- ・1号認定子どもの施設型給付については、地方財源のみで構成されるいわゆる二階部分も含め、市町村格差が生じないよう地方交付税による財源措置を確実にすること。
- ・幼稚園と保育所の間における公平な施設型給付を確保すること。
- ・公立幼稚園と私立幼稚園の間における公平な施設型給付を確保すること。
- ・幼児教育の質の維持、向上のため必要である翌日の準備、教職員間の打ち合わせ、研修が確保できる施設型給付を確保すること。
- ・幼稚園については、個々人毎に異なる施設型給付を子どもの居住地の市町村に毎月請求するとともに、個々人毎に異なる利用者負担を毎月徴収することとなり、新たに多大な事務負担が発生することから、これへの十全な対応のための経費を確保すること。

2、新たな幼保連携型認定こども園の認可基準

新たな幼保連携型認定こども園は幼稚園と同等の幼児教育を行う学校であり、認可基準の策定に当たっては、幼児教育の質を低下させることがないように、設備等について幼稚園設置基準本則に定める水準を確保すること。

3、上乗せ徴収の確保等

- ・私立学校としての各園の特色を生かし、質の高い幼児教育を維持するために、私立幼稚園の上乗せ徴収を柔軟に認めること。
- ・2号認定子どもの施設型給付については、開園日数や開園時間の多様性を認める仕組みとすること。

4、預かり保育の充実等

- ・幼稚園に通い、施設型給付を受けつつ幼稚園の預かり保育（一時預かり事業）を受ける共働き家庭の子どもへの給付と事業費の額について2号認定子どもの施設型給付額に相当する水準を確保すること。
- ・市町村が実施主体となる一時預かり事業について、域外からの広域就園者による利用を担保すること。
- ・幼稚園の2歳児受入の実態や役割を適切に評価し、「地域子ども・子育て支援事業」などに位置づけ、財源措置を確実にすること。
- ・すべての市町村において幼稚園にかかる「一時預かり事業」を含む「地域子ども・子育て支援事業」が確実に実施できるよう、国として地方に働きかけを行うとともに、財源措置を確実にすること。

以上

子ども・子育て支援新制度に関する意見書

平成 25 年 12 月 11 日
(公社)全国幼児教育研究協会
理事長 宮下ちづ子

1. 基本的な考え方

「すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されることが重要である」という基本指針の理念に基づき、教育・保育にかかわるすべての施設において、質の高い教育・保育の提供が保障されるよう、強く願っている。子どもの遊びや生活の充実は豊かな学びにつながることを考えると、子どもにとってふさわしい環境を整備することが重要である。

2. 公定価格及び施設型給付について

公定価格については、真に良質な教育・保育をしていくことができるような価格設定にすべきである。公定価格の算定については、公立私立の区別なく、保育教諭・幼稚園教諭・保育士の処遇改善が望めるようなものとしたい。処遇改善をすることは、保育者の質の向上や定着・確保につながり、それが結果的に教育・保育の質の向上につながると考える。

また、施設型給付については、認定こども園、幼稚園、保育所に対する共通の給付制度として創設されていることからすると、認定こども園、幼稚園、保育所との間で整合性のある給付とすべきである。

小規模園でも経営が継続できるような公定価格、施設型給付の額の設定をすべきである。

3. 利用者負担について

利用者負担については、公立、私立の格差が生じないようにするとともに、幼稚園、認定こども園、保育所といった施設間で整合性のあるものとすべきである。

現在、幼稚園の保護者には所得階層別の利用料区分によって保育料が変わるという概念はないので、一律徴収から保護者の所得によって徴収額が変わるということを丁寧に説明する必要がある。また、制度開始時にすべての学年において利用者負担額を一斉に変えるのか、学年進行なのかなど、在園児の保護者や入園の前年度に行う園児募集における説明をどのようにしていくべきかについては大きな課題であり、十分に検討していただきたい。

2013年12月11日

第9回子ども・子育て会議基準検討部会
意見書

一般社団法人日本こども育成協議会
副会長 山口 洋

幼保連携型認定こども園の認可基準について

保育室等の設置階について

- ・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の3階以上の設置を認めるべきである

3階以上に保育室等の設置を認めない論理的な根拠はない。現在の建築基準法では耐火基準及び耐震基準が定められ、また児童福祉法・児童福祉施設最低基準でも設置階に応じた高度な安全対策の基準が定められている。

○地域の実情を考慮することが認められるべきである。保育ニーズの高い都市部では、土地が限られている現状がある。このような場合はビルなどの3階以上の面積を利用することが有効である。また、地域によっては地形などの状況を考慮し災害対策として高台に設置している場合もあり、3階以上に設置をした方が望ましい地域もある。

運動場等の設置について

- ・代替地利用を認めるべきである
- ・要件を満たしていれば屋上利用を認めるべきである

教育的観点（子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等）を重視するのであれば、子どもが自由に行き来できる運動場等であれば認められるべきではないか。

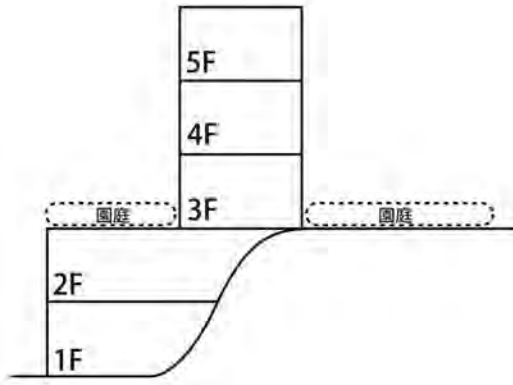
- ・・・例1 ある公設民営保育園では保育室及び園庭が8階に設置されている。園庭は子どもが自由に行き来でき、畑や遊具など設備も充実している。
- ・・・例2 2階・3階に保育室が設置されている保育園では、4階にあたる屋上に基準を満たした園庭が設置されている。

以上

ご参考

一般社団法人日本こども育成協議会
副会長 山口洋

【図1】



【図2】



【図3】



第 9 回子ども・子育て会議基準検討部会 意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
奥山千鶴子

地域子ども・子育て支援事業について

1．地域子ども・子育て支援事業は、新制度の重要な事業として総合的な推進を！

諸外国は、出産・子育ての早い時期からの支援を充実し、子どもの発達の保障を充実させる方向性で家庭支援を行ってきました。日本においては、子育て家庭が、切れ目のない連続した支援、必要な時に身近にある支援、主体的に子育てができる実感するまでには至っていません。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が主体的に進めるものではありませんが、推進のために、国、都道府県の意図的なバックアップが必要です。

市町村の事業計画づくりにおいて、地域子ども・子育て支援の取り組みがこれまで以上に推進されなければ、豊かな幼児期・学齢期への橋渡しが果たせないのではないかと危惧しています。

2．利用者支援 子育て家庭への日常的な支援が虐待予防に

横浜市の就学前児童を養育する家庭の 75% が、自分が子育てする以前に赤ちゃんを世話する体験がなかったと答えています。利用者支援事業は、このような初めての子育て家庭の戸惑い、生活の変化に寄り添い日常的な生活を支える視点から総合的な視点からの実施が求められています。

今回、利用者支援事業を通じて、日本の中でどこで子育てしても身近にワンストップの相談窓口があり、継続的に支援が受けられる環境が予定されることで、子育て家庭の孤立や深刻な事態を予防する効果が期待されます。

利用者支援では、単にサービスのあっせんととどまらず、その支援が必要な背景へのアプローチ、子どもの最善の利益の保障、親へのエンパワーメントを助長するとともに、子育て家庭に必要とされる支援の開拓、地域の多様な世代の理解と応援、子育てしやすい地域社会づくりへと発展させていく方向性で捉えていきたいと思えます。あわせて、従事者の対人援助力や地域関係機関との関係づくりの支援のため、市町村中心にバックアップする体制づくりが必要だと考えます。

3．一時預かり事業は、セイフティネット

一時預かり事業は、利用者支援事業を推進する中で子育て家庭のニーズが高いものになる可能性が高い事業です。実際に、実施している事業者からは以下のようなケースの報告があります。市町村は、ニーズ調査を踏まえて確実に実施が行えるよう、国、都道府県は支援をお願いします。

- ・子どもに対して親が育てづらさを感じているケース
 - 一時預かりを実施しながら保健センターと連携。
 - 親が決心し、療育センターとつながったのは1年後。

- ・育児疲労のケース
赤ちゃん訪問員の紹介で登録。定期的に一時預かりを入れ、優先的にサポート。
- ・双子で一人が入院したケース（認可保育所もファミサポも予約がとれず）
赤ちゃんのため、他の子と隔離して保育。
- ・離婚調停中。さらに母通院のケース（料金が高いと頼めない）
保健師と連携しながら、定期的に一時預かりを実施
- ・他県から引っ越し。他県では保育所に通っていたが、引っ越し先の近隣で見つからず。
認可保育所に定員空きが出るまで一時預かりでつなく。
- ・つわりがひどいが、ぎりぎりまで里帰りできないケース
緊急枠で1週間預かる
- ・週2日ピアノ講師で働いているが、認可保育所に入れない
一時預かりと保育所の組み合わせで対応
- ・夫には内緒で預けるケース（育児ストレスが大きいと訴える）
初回8時間を越えて予定時間を大幅に過ぎて迎えにきた。

一時預かり事業に対する自治体の意見

第2回主要自治体の子育て分野におけるNPO/市民活動団体との連携に関する調査報告書

県庁所在地市を含む104の市町に対する調査

（2011年につぼん子育て応援団）

	県庁所在地市	県庁所在地市 以外
・もともとニーズはあまり高くない	0%	0%
・保育事業等で吸収されるので、あまりニーズを感じていない	0%	2%
・一時預かり事業は、保育所型で十分対応できる	20%	28%
・いつ依頼があるかわからないといった運営上の課題が大きい	32%	30%
・地域密着型の必要性も感じているが担い手がない	10%	6%
・地域密着型の必要性も感じているがリスクが高いと感じている	8%	4%
・一時預かりの利用目的について、議会・庁内の賛同が得られない	0%	0%
・すべての子育て家庭に対応する事業として必要な事業だと認識している	84%	83%
・子育て家庭の虐待予防や子育て不安の払拭のために必要な事業だと認識している	70%	63%

4. ファミリー・サポート・センター事業

一時預かり事業と同様に、子育て家庭のセーフティネットとしての役割が大きい。しかし、地域の支え合いの事業であるため、コーディネート業務の限界を感じるケースもあります。よりよい改善ができるよう、改めて事業スキームの検証をお願いしたいと思います。

また、利用者からは、金額が高くて使いにくいという意見も多く、利用者負担割合を検討いただきたいと思います。また、訪問型延長保育の料金体系との整合性も検討が必要ではないでしょうか。

横浜市の場合

ファミリーサポートセンター事業（子育てサポートシステム） @800円/1時間
土日祝、年末年始、時間外 @900円/1時間

乳幼児一時預かり保育 @300円/1時間

保育所（0~2歳） @2,400円/1日

保育所（3歳~） @1,300円/1日

意見書

【地域型保育が無保険化する危険について】

- ・ これまで、認可保育所は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に統一的に加入し、それによって、事故時も公的にカバーされてきました
- ・ 小規模保育等も、「小規模認可保育所」となるので、当然この「災害共済給付制度」によってカバーされてしかるべきですが、**地域型保育は新制度においては「災害共済給付制度」の対象外とされることになった**ということを知りました
- ・ これは子ども達の安全を担保し、保育の質を高めるという法の趣旨に反し、非常に危険な状況を招きます
- ・ まず、統一的な保険がなく、その保険に設立時に自動的に入るといふ仕組みなかりせば、今後大量に新設された地域型保育の中に、無保険保育所が出てくる可能性が高まります
- ・ 例え各園に対して個別に保険に入ることを義務づけたとしても、「災害共済給付制度」で得られていた補償内容を個別に得るといふのは、至難の技です。特に共済給付は、「**過失の有無に関わらず**」補償される保険であり、これを民間保育所が民間保険会社に依頼することは、不可能に近いです。
- ・ また、万が一可能であったとしても、保険料は非常に高額になるでしょう。その保険料は地域型給付、つまり国民の税金から支払われます。質を高めるために補助額を上げたは良いが、その補助（税金）は、保険会社への支払いに消えていく、という全くの本末転倒な事態を招くこととなります
- ・ こうした事態を避けるべく、代替的な保険のスキームを早急に検討して下さい。
- ・ また併せて、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に、**地域型保育もきちんと加入できるように制度改正を前向きに進めていくべきです**。でなければ無保険保育所が生まれていく可能性がありますし、保険に入れたとしても十分な補償が得られず、結局は子ども達、親達が守られないという保育環境を生み出します。至急検討を頂きたいと思っております。

以上

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
(財) 日本病児保育協会 理事長
認定 NPO 法人 フローレンス 代表理事
駒崎弘樹